

○北海道警察山岳遭難救助隊員指定等事務処理要領の制定について

令和5年3月23日

道本地第8246号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
北海道警察山岳遭難救助隊の指定等については、これまで「北海道警察山岳遭難救助隊員指定等事務処理要領の制定について」（平26. 4. 4道本地第95号。以下「旧通達」という。）に基づいて行ってきたところであるが、北海道警察山岳遭難救助隊の充実強化を図るため、新たに別添のとおり「北海道警察山岳遭難救助隊員指定等事務処理要領」を定め、令和5年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付で廃止する。

別添

北海道警察山岳遭難救助隊員指定等事務処理要領

第1 目的

この要領は、山岳救助技術及び人格、識見ともに優れた隊員等を選考し、北海道警察山岳遭難救助隊（以下「山岳遭難救助隊」という。）の充実強化を図るため、北海道警察山岳遭難救助隊規程（昭和48年北海道警察本部訓令第22号。以下「規程」という。）第7条に定める北海道警察山岳遭難救助隊員（以下「救助隊員」という。）の指定及び指定解除に関する手続等を定めるものである。

第2 候補者の推薦

1 所属長の推薦

- (1) 所属長は、当該所属に第2の2事項の推薦基準に該当し、救助隊員としての適性を有すると認められる者がいる場合には、山岳遭難救助隊員推薦書（別記第1号様式）及び山岳遭難救助隊候補者名簿（別記第2号様式）により、地域部長（札幌方面以外の方面の所属長にあっては、当該方面本部の地域課を経由）に推薦すること。
- (2) 所属長の推薦は、救助隊員としての適性を有すると認められる者を把握した場合に随時行うものとする。

2 推薦基準

救助隊員の推薦基準は、次のとおりとする。

- (1) 原則として警部補（同相当職を含む。）以下の階級にある者であって、警部補にあっては年齢がおおむね35歳未満、巡查部長及び巡查にあっては年齢がおおむね30歳未満であること。
- (2) 採用時教養を修了していること。
- (3) 心身ともに強健で、人格及び識見に優れていること。
- (4) 登山及び救助技術に関する知識及び技能を有すること。
- (5) 長期にわたり、隊員を継続する意志が強固であること。

3 方面救助隊長の意見

方面救助隊長は、所属長から推薦のあった候補者について、救助隊員としての適性等を検討し、その意見を山岳遭難救助隊員推薦書（別記第1号様式）の方面救助隊長意見欄に記載すること。

4 推薦の勧告

地域部長は、救助隊員としての適性を有していると認められる者について、所属長に推薦を勧告することができる。

第3 救助隊員の指定

- 1 地域部長は、所属長から推薦のあった候補者を対象とした選考会を実施し、救助隊員としての適性を見極めた上で登山経験、所属長意見、方面救助隊長意見等を総合的に検討し、救助隊員の適任者を選考する。
- 2 地域部長は、選考した適任者を救助隊員に指定することについて、専決することができる。

3 救助隊員の指定については、所属長を通じて本人へ通知する。

4 救助隊員の指定数は、おおむね100人とする。

第4 救助隊員の指定解除

1 規程第7条第2項に基づき、救助隊員が次の各事項に該当した場合は、救助隊員の指定を解除する。

(1) 年齢がおおむね50歳に達したとき。ただし、救助技術に優れ、かつ、救助活動に従事できる気力及び体力を有していると認められる者を除く。

(2) 救助隊員として任務に従事することが困難と認められる分掌等に異動となり、将来にわたりその状態が継続すると認められるとき。

(3) 慢性的疾病等により、任務の遂行に支障があると認められるとき。

(4) 配置換えに伴う指定継続の困難性が認められるとき。

(5) その他解除が必要と認めたとき。

2 解除手続等

(1) 所属長は、救助隊員が、第4の1の事項に掲げる指定解除事由に該当した場合は、山岳遭難救助隊員指定解除申請書（別記第3号様式）により、地域部長（札幌方面以外の方面の所属長にあつては、当該方面本部の地域課を経由）に申請すること。

(2) 地域部長は、申請された指定解除事由が相当であると認められる場合は、当該救助隊員の指定の解除について、専決することができる。

(3) 救助隊員の指定の解除については、所属長を通じて本人へ通知する。

第5 個人装備品

1 個人装備品の貸与

救助隊員に指定された者には、任務に必要な個人装備品を貸与する。

2 個人装備品の返納

指定を解除された救助隊員は、貸与されている個人装備品を警察本部地域企画課に返納すること。

※ 別記様式は省略